

議案第五十四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の  
議決を求める。

平成元年三月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び議員」を、「常任委員長及び議員」に、

「議員 月額 十七万三千元」を 「常任委員長 月額 十七万九千元  
議員 月額 十七万三千元」 に改める。

第二条中「及び副議長」を、「副議長及び常任委員長」に改める。

第三条から第五条までの規定中「及び議員」を、「常任委員長及び議員」に改める。

別表区分の欄中

議	副	議
員	議	長
	長	

を

議	副	議
員	議	長
	長	
常任委員長		

に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。